

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 4 月 9 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、正会員及び電子募集会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、もって金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、正会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、もって金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (省略)</p>
<p>(通則)</p> <p>第3条 正会員及び電子募集会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。</p>	<p>(通則)</p> <p>第3条 正会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で自己募集その他の取引等（定款第3条第7号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>2 正会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。</p>
<p>(基本方針の策定及び公表)</p> <p>第4条 正会員及び電子募集会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表するものとする。</p>	<p>(基本方針の策定及び公表)</p> <p>第4条 正会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 正会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表するものとする。</p>
<p>(反社会的勢力でない旨の確約)</p> <p>第5条 正会員及び電子募集会員は、顧客と</p>	<p>(反社会的勢力でない旨の確約)</p> <p>第5条 正会員は、顧客との間で初めて自己</p>

改 正 案	現 行
<p>の間で初めて自己募集その他の取引等を行おうとするときは、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならぬ。ただし、既に当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けている場合はこの限りでない。</p>	<p>募集その他の取引等を行おうとするときは、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならぬ。ただし、既に当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けている場合はこの限りでない。</p>
<p>(反社会的勢力を排除するための契約の締結)</p> <p>第6条 正会員<u>及び電子募集会員</u>は、顧客との間で自己募集その他の取引等を行う場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。</p> <p>(1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、正会員<u>及び電子募集会員</u>の申出により当該契約が解除されること。</p> <p>(2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、正会員<u>及び電子募集会員</u>の申出により当該契約が解除されること。</p> <p>(3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、正会員<u>及び電子募集会員</u>が契約を継続しがたいと認めたときは、正会員<u>及び電子募集会員</u>の申出により当該契約が解除されること。</p>	<p>(反社会的勢力を排除するための契約の締結)</p> <p>第6条 正会員は、顧客との間で自己募集その他の取引等を行う場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。</p> <p>(1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。</p> <p>(2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。</p> <p>(3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、正会員が契約を継続しがたいと認めたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。</p>
<p>(審査の実施)</p> <p>第7条 正会員<u>及び電子募集会員</u>は、初めて自己募集その他の取引等を行おうとする顧客について、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めなければならない。</p> <p>2 正会員<u>及び電子募集会員</u>は、自己募集その他の取引等に関する顧客について、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。</p> <p>3 正会員<u>及び電子募集会員</u>は、前2項に定</p>	<p>(審査の実施)</p> <p>第7条 正会員は、初めて自己募集その他の取引等を行おうとする顧客について、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めなければならない。</p> <p>2 正会員は、自己募集その他の取引等に関する顧客について、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。</p> <p>3 正会員は、前2項に定めるもののほか、</p>

改 正 案	現 行
めるもののほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客について反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。	顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客について反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。
(契約の禁止・関係の解消) 第8条 正会員及び電子募集会員は、前条第1項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引を行ってはならない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。 2 正会員及び電子募集会員は、前条第2項及び第3項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。	(契約の禁止・関係の解消) 第8条 正会員は、前条第1項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引を行ってはならない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。 2 正会員は、前条第2項及び第3項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。
(業務執行組合員等の確認) 第9条 正会員及び電子募集会員は、自己募集その他の取引等を行うまでに、当該取引の対象となる有価証券に関する業務執行組合員、営業者又は業務執行社員等が、反社会的勢力に該当していないことを確認するよう努めなければならない。	(業務執行組合員等の確認) 第9条 正会員は、自己募集その他の取引等を行うまでに、当該取引の対象となる有価証券に関する業務執行組合員、営業者又は業務執行社員等が、反社会的勢力に該当していないことを確認するよう努めなければならない。
(情報の収集) 第10条 正会員及び電子募集会員は、反社会的勢力に関する情報収集に努めなければならない。	(情報の収集) 第10条 正会員は、反社会的勢力に関する情報収集に努めなければならない。
(研修等の実施) 第11条 正会員及び電子募集会員は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓発に努めなければならない。	(研修等の実施) 第11条 正会員は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓発に努めなければならない。
(社内管理態勢の整備、充実) 第12条 正会員及び電子募集会員は、基本方針を実現するための社内規程を制定し、こ	(社内管理態勢の整備、充実) 第12条 正会員は、基本方針を実現するための社内規程を制定し、これを役職員に遵守

改 正 案	現 行
<p>れを役職員に遵守させなければならない。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項に規定する社内規程に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢について、定期的に検査を行わなければならない。</p>	<p>させなければならない。</p> <p>2 正会員は、前項に規定する社内規程に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>3 正会員は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢について、定期的に検査を行わなければならない。</p>
<p>(本協会及び警察等との連携・協力)</p> <p>第13条 正会員及び電子募集会員は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、本協会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。</p>	<p>(本協会及び警察等との連携・協力)</p> <p>第13条 正会員は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、本協会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 正会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条本文に規定する日から施行する。</p>	